貿易一般保険（個別）手続細則

平成13年４月１日　01-制度-00021

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　沿革　平成13年７月12日　一部改正

　平成13年９月21日　一部改正

　平成14年４月17日　一部改正

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成14年９月17日　一部改正

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成15年３月12日　一部改正

平成15年６月19日　一部改正

平成15年９月12日　一部改正

平成16年２月５日　一部改正

平成16年４月１日　一部改正

平成16年４月16日　一部改正

平成16年９月28日　一部改正

平成16年10月18日　一部改正

平成17年３月29日　一部改正

平成17年９月16日　一部改正

平成18年９月21日　一部改正

平成18年11月29日　一部改正

平成18年12月27日　一部改正

平成19年３月14日　一部改正

　貿易一般保険約款に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。ただし、貿易一般保険包括保険の各特約書の対象となる輸出契約等に係る事項については、別に定める各手続細則によるものとする。

（内諾）

第１条　貿易一般保険の保険契約締結の内諾を申請しようとする者は、貿易保険に係る保険契約締結の内諾について（平成13年４月１日01-制度-00060）によるものとする。

（申込み）

第２条　貿易一般保険の申込みを行おうとする者は、輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約（以下「輸出契約等」という。）の締結日（契約発効条件付きの場合は発効日）から１月以内であって、船積の前日までかつ技術提供開始の前日までに別紙様式第１－１、別紙様式第１－２又は別紙様式第１－３による貿易一般保険申込書（以下「申込書」という。）に輸出契約等の内容を収録したOCRシート（2 1 0 0 ）及び輸出契約等を証する書類の写しを添付し、日本貿易保険の本店又は大阪支店（技術提供契約又は知的財産権等特約（輸出契約又は仲介貿易契約）を付す案件にあっては本店に限り、前条の規定に従って内諾を取得した案件にあっては内諾申請書を提出した方に限る。以下「本店等」という。）に提出（提出部数については、別表１に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。この場合において、一の輸出契約等で、輸出貨物若しくは仲介貿易貨物の代金若しくは賃貸料若しくは技術の提供若しくはこれに伴う役務の提供の対価（以下「代金等」という。）が２以上の通貨で決済される場合、貨物の仕向地が２以上にわたる場合又は貨物の輸出、販売若しくは賃貸に付随して役務の提供が含まれ、かつ、その対価が契約上明記されている場合は、保険料算定上決済金額を分割し、申込書を提出するものとする。

２　約款第22条の２に基づく誓約は、前項の申込みに当たって、申込みを行おうとする者及び被保険者になるべき者が誓約することにより行うものとする。なお、別紙様式第１－２又は別紙様式第１－３により申込みを行う者については、別紙様式第１－４による不正競争防止法に係る誓約書を日本貿易保険に提出するものとする。

（輸出契約等又は予定航海等の重大な内容変更等の通知）

第３条　被保険者は、約款第22条第１項の規定に基づき輸出契約等、代金等、予定航海等又は技術等の提供に重大な内容変更等（別表２に掲げる「輸出契約等の重大な内容変更等」をいう。）を行ったことを通知するときは、当該変更の生じた日から１月以内かつ保険期間内に、別紙様式第２－１又は別紙様式第２－２による貿易一般保険変更承認申請書に、当該重大な内容変更等の内容を収録したOCRシート（2 1 0 0 ）及び当該重大な内容変更等を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。

２　被保険者は、約款第22条第６項の規定に基づく事前の承認を日本貿易保険に求めるときは、別紙様式第２－１又は別紙様式第２－２による貿易一般保険変更承認申請書に承認の対象となる重大な内容変更等を必要とする理由を説明した書類を添付し、本店等に提出するものとする。

（保険料の納付）

第４条　保険契約者は、日本貿易保険が発行する保険料請求書に従い保険料を納付しなければならない。

２　保険契約者は、日本貿易保険から延滞金の請求を受けたときは、保険料請求書に従い延滞金を日本貿易保険に納付しなければならない。

（他の保険契約の通知）

第５条　保険契約者又は被保険者は、約款第12条の規定により他の保険契約がある旨通知しようとするときは、当該事実を知った日から１月以内、かつ、保険金の支払請求時までに本店等に通知するものとする。

（保険契約の訂正等）

第６条　保険契約者は、申込書の記載事項の誤記を訂正しようとするときは、別紙様式第２による貿易一般保険訂正承認申請書に当該訂正の必要性を証する書類を添付し、本店等に提出するものとする。

（決済金額及び決済期限等確定の通知）

第７条　保険契約者又は被保険者は、輸出貨物又は仲介貿易貨物の船積及び技術等の提供が完了し、かつ、代金等の全部について決済金額及び決済期限が確定したときは、約款第14条の規定に基づき、当該完了日又は確定日のいずれか遅い日から１月以内に別紙様式第３による貿易一般保険の船積等及び決済金額・決済期限確定の通知書（OCRシート2 1 0 2 ）に別表（OCRシート2 1 0 1 ）を添付し、本店等に提出するものとする。この場合において、保険契約時又は重大な内容変更等の時に保険料算定上決済金額が分割して取り扱われた輸出契約等については、当該分割に従い、それぞれ同通知書及び同別表を本店等に提出するものとする。

（保険の目的等の譲渡に係る承認申請）

第８条 被保険者は、約款第37条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、別紙様式第４－１による貿易一般保険保険目的等譲渡承認申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。

２　前項に基づき、保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を受けたときは、譲渡の日から１月以内に別紙様式第４－２による貿易一般保険保険目的等譲渡終了通知書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。

（質権等設定の承諾申請等）

第９条　被保険者は、約款第39条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定するときは、別紙様式第５－１による貿易一般保険質権等設定承諾申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。

２　被保険者は、前項の規定に基づく質権若しくは譲渡担保権を解除したとき又は質権若しくは譲渡担保権が消滅したときは、別紙様式第５－２による貿易一般保険質権等設定解除等通知書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。

（損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知）

第10条　被保険者は、約款第16条の規定に基づき、決済期限前に、損失を受けるおそれが高まる事情の発生（別表３に掲げる「損失を受けるおそれが高まる事情の発生」をいう。）を通知するときは、別紙様式第６による貿易一般保険事情発生通知書を本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該事情の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

（損失発生の通知）

第11条　被保険者は、約款第17条の規定に基づき損失の発生を通知するときは、別紙様式第７－１による貿易一般保険（船積前）損失発生通知書、別紙様式第７－２による貿易一般保険（船積後）危険・損失発生通知書又は別紙様式第７－３による貿易一般保険（増加費用）損失発生通知書（以下「損失発生通知書」という。）を本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。なお、当分の間、損失発生通知書の提出期限は、損失の発生から45日以内とする。

２　被保険者は、前項の通知をする場合において、日本貿易保険が要求する場合には、別紙様式第８による貿易一般保険（船積後）債権登録通知書に必要事項を記載し提出するものとする。

（危険発生の通知）

第12条 被保険者は、約款第17条の規定に基づき危険の発生を通知するときは、別紙様式第７－２による貿易一般保険（船積後）危険・損失発生通知書（以下「危険発生通知書」という。）を本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該危険の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。なお、当分の間、危険発生通知書の提出期限は、危険の発生から45日以内とする。

（損失の防止軽減義務の履行のために要した費用の請求）

第13条　約款第18条の規定に基づき損失の防止軽減義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第９による貿易一般保険損失防止軽減費用負担請求書に当該費用を負担したことを証する書類を添付し、本店等に提出するものとする。

（入金の通知）

第14条　被保険者は、危険発生通知書又は損失発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款第19条の規定に基づき当該金額の入金のあった日から１月以内かつ保険金請求まで（保険金の請求時を含む。）に、別紙様式第10－１による貿易一般保険（船積前）入金通知書、別紙様式第10－２による貿易一般保険（船積後）入金通知書又は任意の様式による貿易一般保険（増加費用）入金通知書を本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

２　国際約束に基づき商業上の債務の繰延が行われている債権に該当する場合にあっては、危険発生通知書又は損失発生通知書提出以前の入金についても当該通知提出時に前項の規定に準じて入金通知書を本店等に提出するものとする。

（確定債権登録通知）

第15条　被保険者は、日本貿易保険が国を特定して決済期限が確定している債権の登録を求めた場合には、別紙様式第８による貿易一般保険（船積後）債権登録通知書を本店等に提出するものとする。

２　前項の登録を行った場合であって、損失発生通知書の提出前に入金があったときは、損失発生通知に併せ損失発生通知前の入金について、別紙様式第10－２による貿易一般保険（船積後）入金通知書を本店等に提出するものとする。

（保険金受取人の指定等の通知）

第16条　保険金受取人は、１名とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。

２　被保険者は、約款第25条第２項の規定に基づき保険金受取人を指定等した場合は、当該指定等の日から１月以内（ただし、１月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前）に別紙様式第１１による貿易一般保険保険金受取人指定等通知書に、当該指定等の内容を収録したOCRシート（2 1 0 0 ）、当該指定等を証する書類の写し及び貿易一般保険保険証券（変更承認証を含む。以下「保険証券」という。）の写しを添付し、本店等に提出するものとする。

（保険金請求期間に係る猶予期間の申請）

第17条　被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第26条第２項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第12による貿易一般保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。

２　日本貿易保険が猶予期間の設定の可否及び期間を決定するために必要な書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく本店等に提出するものとする。

（保険金の支払の請求）

第18条　被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第26条の規定に基づき別紙様式第13－１による貿易一般保険（船積前）保険金請求書、別紙様式第13－２による貿易一般保険（船積後）保険金請求書又は別紙様式第13－３による貿易一般保険（増加費用）保険金請求書に次の各号に定める書類を添付し、本店等に提出するものとする。ただし、請求する保険金の額が300万円以下の場合にあっては、第一号④（ﾍ）及び⑥、第二号③、④、⑤、⑦（ﾛ）、⑧、⑪、⑬及び⑭並びに第三号④の書類の提出を要しない。

一　約款第３条第１号のてん補危険の場合

①　保険金を請求するに至るまでの経緯を記載した書類

（ｲ）請求する保険金の額が300万円以下の場合にあっては、別紙様式第14による保険金請求経緯書

（ﾛ）請求する保険金の額が300万円超の場合にあっては、様式任意

②　質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書

③　損失計算書

④　損失計算の基礎となる証拠書類の写し

（ｲ）供給契約を証する書類

（ﾛ）既支出費用を証する書類

（ﾊ）貨物の処分を証する書類

（ﾆ）貨物の処分のために要した費用を証する書類

（ﾎ）貨物を船積国以外の国に転売した場合、当該貨物の船積を証する書類（船荷証券、インボイス等）

（ﾍ）在庫証明書、入出庫証明書

（ﾄ）保険事故の内容を証する書類

⑤　輸出契約書又は仲介貿易契約書の写し

⑥　保険証券の写し（質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあっては、保険証券）

⑦　保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類

⑧　その他参考となる書類

　二　約款第３条第２号又は第４号のてん補危険の場合

①　保険金請求経緯書

（ｲ）請求する保険金の額が300万円以下の場合にあっては、別紙様式第14による保険金請求経緯書

（ﾛ）請求する保険金の額が300万円超の場合にあっては、次の事項の内容を記載した書類であって様式任意

(ⅰ)　保険金請求に至る経緯

(ⅱ)　支払人との取引の状況（保険金請求を行った保険契約に係る輸出契約等以外の取引の状況及び今後の取引の見込み）

なお、取引の状況については、本保険金請求にかかる船積日前6月間の決済日、決済金額、支払日、支払金額、船積日を含む一覧表（様式任意）を添付のこと。

(ⅲ)　支払人、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及び履行状況

(ⅳ)　輸出契約等の履行に関し、支払人等が行っているクレーム（貨物の瑕疵、契約義務不履行等）の有無及び被保険者の対応状況

(ⅴ)　今後の回収見通し

(ⅵ)　延滞利息の請求の有無（請求していない場合はその理由を記載）

　　②　質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書

　　③　未決済額が確認できる書類

　　④　一部入金がある場合は、入金を確認できる書類

　　⑤　外貨建ての場合は、為替換算率証明書

　　⑥　手形が発行されている場合は、その写し

　　⑦　保険事故を証する書類

　　　(ｲ)　非常危険の場合には、ローカル・デポジットの証明、その他外貨割当申請書等日本貿易保険が特に認める書類

　　　(ﾛ)　信用危険の場合には、相手方の現状を示す書類（破産手続開始の決定の証明、財務諸表、調査機関の報告書等）、相手方への督促状並びに今後の回収見込みを記載した書面及びそれを裏付ける書類

　　⑧　支払保証付案件については、その保証状の写し

　　（Ｌ／Ｇの場合には、その履行請求を行ったことを証する書類）

　　⑨　他に同種の危険をてん補する保険契約がある場合は、当該保険の請求状況等を証する書類

　　⑩　船積を証する書類の写し

　　⑪　保険証券の写し（質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあっては、保険証券）

　　⑫　輸出契約等を証する書類の写し

　　⑬　輸出承認・許可又は支払等許可を要する場合は、輸出承認・許可書又は支払等許可書の写し

　　⑭　決済金額及び決済期限が確定していることを証する書類の写し

　　⑮　支出費用特約第３条各号に定める事実を証する書類の写し（支出費用特約が付されている場合に限る。）

　　⑯　保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類

⑰ その他参考となる書類

　三　約款第３条第３号のてん補危険の場合

①　保険金を請求するに至るまでの経緯を記載した書類

（ｲ）請求する保険金の額が300万円以下の場合にあっては、別紙様式第14による保険金請求経緯書

（ﾛ）請求する保険金の額が300万円超の場合にあっては、様式任意

　　②　損失計算書

　　③　損失計算の基礎となる証拠書類の写し

（ｲ)　増加費用の支払関係書類

（ﾛ)　船積を証する書類（船荷証券、商業送り状等）

（ﾊ)　保険事故の内容を証する書類（増加費用発生の原因となった事由を証する書類、増加費用の負担を余儀なくされたことを証する書類等）

　　④　保険証券の写し

　　⑤　輸出契約等の内容を証するに足る証拠書類の写し

⑥ その他参考となるべき書類

　四　フルターンキー特約を付している場合にあっては、第１号及び第２号の規定を準用する。

２　一の輸出契約等について、複数の保険契約を締結している場合にあっては、同時に請求するものとする。

３　前項の請求ができない場合には、その理由を説明する書類を付して、保険金を請求するものとする。

（保険金請求権の消滅時効の中断申請）

第19条　保険金の請求者は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第15による貿易一般保険時効中断承認申請書を本店等に提出するものとする。

（決済期限前の請求）

第20条　被保険者は、約款第28条の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、別紙様式第16による貿易一般保険損失発生確認申請書に約款第４条に規定する事由の発生により決済期限までに代金等を回収することができないことが確実であることを証する書類又は説明する書類を添付し、本店等に提出するものとする。

（保険金の概算払の請求）

第21条　約款第32条の規定に基づき貿易一般保険の保険金の概算払を請求する者は、別紙様式第17による貿易一般保険保険金概算払請求書に次の各号に定める書類を添付し、本店等に提出するものとする。

一　概算で保険金の支払を請求するに至るまでの経緯を記載した書面

　二　質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書

　三　輸出貨物等の生産状況を証する書類

　四　輸出貨物等の早期処分が困難な理由及び処分の見通しを記載した書面

　五　保険証券の写し（質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあっては、保険証券）

　六　輸出契約等の内容を証するに足る書類の写し

　七　保険事故の内容を立証する書類の写し

　八　その他参考となるべき書類の写し

（保険金の精算）

第22条　約款第32条の規定に基づき保険金の概算払を受けた者は、当該支払を受けた際に日本貿易保険が付した条件に基づき、別紙様式第18による貿易一般保険保険金精算書（以下「精算書」という。）に次の各号に定める書類を添付し、本店等に提出するものとする。

　一　輸出貨物等の処分若しくは滅失き損に至るまでの経緯又は輸出貨物等を処分できなかった理由を記載した書面

　二　輸出貨物等を処分したときは、当該処分に係る契約書の写し

　三　輸出貨物等が滅失き損したときは、当該事実を証する書類の写し

　四　保険証券の写し

　五　輸出契約等の内容を証するに足る書類の写し

　六　その他参考となるべき書類の写し

２　前項に定める精算書等の提出は、次の各号に定める日から１月以内に行うものとする。

　一　輸出貨物等を処分したときは、当該処分契約の日

　二　輸出貨物等が滅失き損したときは、当該滅失き損した日

　三　概算で保険金の支払があった後１年６月を経過した後においても処分しなかった輸出貨物等があるときは、当該保険金支払があった日から１年６月を経過した日

（回収義務の終了認定）

第23条　被保険者は、約款第34条第１項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第19による貿易一般保険回収義務終了認定申請書に、貿易保険共通運用規程（平成13年４月１日　01―制度―00058。以下「共通運用規程」という。）に定める終了認定事由により債権を回収することができないことを証する書類（原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等）を添付し、本店等に提出するものとする。この場合において、輸出契約等の相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、同時に認定を受けようとするときは、一の申請書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。

２　日本貿易保険は、保険金支払の時に、約款第３条第１号のてん補危険（約款第４条第１号から第10号までの事由によるものに限る。）及び約款第３条第３号のてん補危険に係る損失について、被保険者が輸出契約等の相手方等に対し損害賠償請求等の権利行使を行うことができない旨認めた場合には、約款第34条第１項に規定する認定を行うものとする。この場合において、被保険者は、前項の規定にかかわらず別紙様式第19による貿易一般保険回収義務終了認定申請書の提出を要しない。

（回収義務の履行状況の報告）

第24条　被保険者は、約款第34条第２項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第20による貿易一般保険回収義務履行状況報告書（以下「履行状況報告書」という。）に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日（第３項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から３月ごとに本店等に提出するものとする。

２　決済期限（約款第３条第１号のてん補危険の場合にあっては、事故発生日）から２年を経過した場合には、当該経過した日以後で最初に履行状況報告書を提出すべき日（次項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から１年ごとに提出するものとする。

３　前２項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して共通運用規程に規定する履行状況報告を要する事情の発生を知ったときは、履行状況報告書を遅滞なく本店等に提出するものとする。

４　前３項の場合において、輸出契約等の相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、同時に履行状況報告書を提出するときは、保険証券ごとの提出は要さず、一の報告書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。

（回収金の納付）

第25条　被保険者は、約款第34条第７項、第８項又は第10項の規定に基づき、回収した金額があること（貨物を転売した場合及び貨物を輸出契約等の相手方に引き渡した場合を含む。）を通知するときは、別紙様式第21－１による貿易一般保険（船積前）回収金納付通知書、別紙様式第21－２による貿易一般保険（船積後）回収金納付通知書又は任意の様式による貿易一般保険（増加費用）回収金納付通知書に回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店等に提出するものとする。

２　被保険者は、前項の回収金納付通知書に基づき日本貿易保険が発行した回収納付金請求書に従い回収金を日本貿易保険に納付するものとする。

（回収に要した費用の請求）

第26条　約款第34条第６項の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第22による貿易一般保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店等に提出するものとする。

（権利行使等の委任）

第27条　被保険者は、約款第34条第４項又は第35条第３項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合（次項に規定する場合を除く。）は、別紙様式第23－１による貿易一般保険権利行使等委任状に当該債権の内容を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。

２　被保険者は、保険事故に係る債権について日本貿易保険が委任する回収業者による回収を希望する場合には、別紙様式第23－２による貿易一般保険権利行使等委任状（サービサー回収用）に当該債権の内容を証する書類を添付し、本店等に提出するものとする。

（回収納付金の返還請求）

第28条　被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第24による貿易一般保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店等に提出するものとする。

（電子情報処理組織を使用した申込等）

第29条　この細則に規定する手続きについて電子情報処理組織を使用して行う場合は、日本貿易保険が別に定める「ＷＥＢ申請サービスの利用について」によるものとする。

　　　附　則

１　この細則は、平成13年４月１日から実施する。

２　第２条に規定する申込書又は第３条に規定する申請書については、日本貿易保険が別に定める場合にあっては、申込書及び添付書類の提出を省略することができる。この場合、OCRシートに代表者印をなつ印することにより、OCRシートをもって、当該申込書として取り扱う。

　　　附　則

　この改正は、平成13年７月13日から実施する。

　　　附　則

　この改正は、平成13年10月１日から実施する。

　　　附　則

　この改正は、平成14年４月17日から実施する。

　　　附　則

１　この改正は、平成14年10月１日から実施する。

２　第18条第１号及び第２号の規定にかかわらず、2001年３月31日以前に保険契約がなされた案件については、損失発生通知書及び入金通知書の写しを添付し、本店等へ提出するものとする。

３　第18条第３号、第21条及び第22条の規定にかかわらず、2001年３月31日以前に保険契約がなされた案件については、損失発生通知書及び入金通知書の写しを添付し本店等へ提出するものとする。

　　　附　則

１　この改正は、平成15年４月１日から実施する。

２　第11条、第12条、第14条、第15条及び第18条の規定にかかわらず、当分の間、改正前の貿易一般保険（船積後）損失発生通知書（OCRシート３　１　０　１　）、貿易一般保険（船積後）危険発生通知書（OCRシート３　１　０　１　）、貿易一般保険（船積後）入金通知書（OCRシート３　１　０　２　）、貿易一般保険（船積後）債権登録通知書（OCRシート　３　１　０　０　）及び貿易一般保険（船積後）保険金請求書（OCRシート３　１　０　３　）による提出を認めるものとする。

　　　附　則

　この改正は、平成15年６月30日から実施する。

　　　附　則

　この改正は、平成15年10月１日から実施する。

　　　附　則

　この改正は、平成16年２月５日から実施する。

　　　附　則

　この改正は、平成16年４月１日から実施する。

　　　附　則

　この改正は、平成16年５月１日から実施する。

　　　附　則

１　この改正は、平成16年10月１日から実施する。

２　申込書及び添付書類の提出を省略しＯＣＲシートをもって当該申込書として取り扱う、との取扱い（平成13年４月１日　01-制度-00021　附則第２項）については、これを廃止する。

　　　附　則

　この改正は、平成16年10月18日から実施する。

　　　附　則

　この改正は、平成17年４月１日から実施する。

　　　附　則

　この改正は、平成17年10月１日から実施する。

　　　附　則

　この改正は、平成18年10月１日から実施する。

　　　附　則

　この改正は、平成18年12月４日から実施する。

　　　附　則

　この改正は、平成19年１月１日から実施する。

　　　附　則

　この改正は、平成19年４月１日から実施する。

別表１

　提出先は、保険契約者が保険契約の申込を行った本店等とする（ただし、名古屋支店に申込を行った保険契約者にあっては大阪支店とする。）。

様式番号　　　　 　提　　　　出　　　　書　　　　類　　 　　　　　　　　提出部数

１－１　貿易一般保険申込書（輸出契約／仲介貿易契約　２年未満案件）　　　　　１(1)

１－２　貿易一般保険申込書（輸出契約／仲介貿易契約　２年以上案件）　　　　　１(1)

１－３　貿易一般保険申込書（技術提供契約）　　　　　　　　　　　　　　　　　１(1)

１－４　不正競争防止法に係る誓約書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１

２－１　貿易一般保険（変更・重大内変事前承認・訂正）承認申請書　　　　　　　１(1)

　　　　（輸出契約／仲介貿易契約）

２－２　貿易一般保険（変更・重大内変事前承認・訂正）承認申請書　　　　　　　１(1)

（技術提供契約）

３　　　貿易一般保険の船積等及び決済金額・決済期限確定の通知書　　　　　　　１

４－１　貿易一般保険保険目的等譲渡承認申請書　　　　　　　　　　　　　　　　１(1)

４－２　貿易一般保険保険目的等譲渡終了通知書　　　　　　　　　　　　　　　　１(1)

５－１　貿易一般保険質権等設定承諾申請書　　　　　　　　　　　　　　　　　　１(1)

５－２　貿易一般保険質権等設定解除等通知書　　　　　　　　　　　　　　　　　１(1)

６　　　貿易一般保険事情発生通知書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１

７－１　貿易一般保険（船積前）損失発生通知書　　　　　　　　　　　　　　　　１(1)

７－２　貿易一般保険（船積後）危険・損失発生通知書　　　　　　　　　　　　　１(1)

７－３　貿易一般保険（増加費用）損失発生通知書　　　　　　　　　　　　　　　１(1)

８　　　貿易一般保険（船積後）債権登録通知書　　　　　　　　　　　　　　　　１

９　　　貿易一般保険損失防止軽減費用負担請求書　　　　　　　　　　　　　　　１(1)

10－１　貿易一般保険（船積前）入金通知書　　　　　　　　　　　　　　　　　　１(1)

10－２　貿易一般保険（船積後）入金通知書　　　　　　　　　　　　　　　　　　１(1)

11　　　貿易一般保険保険金受取人指定等通知書　　　　　　　　　　　　　　　　１(1)

12　　　貿易一般保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書　　　　　　　１(1)

13－１　貿易一般保険（船積前）保険金請求書　　　　　　　　　　　　　　　　　１(1)

13－２　貿易一般保険（船積後）保険金請求書　　　　　　　　　　　　　　　　　１(1)

13－３　貿易一般保険（増加費用）保険金請求書　　　　　　　　　　　　　　　　１(1)

14　　　貿易一般保険保険金請求経緯書（保険金請求額が300万円以下の案件） １(1)

15　　　貿易一般保険時効中断承認申請書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１

16　　　貿易一般保険損失発生確認申請書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１(1)

17　　　貿易一般保険保険金概算払請求書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１(1)

18　　　貿易一般保険保険金精算書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１(1)

19　　　貿易一般保険回収義務終了認定申請書　　　　　　　　　　　　　　　　　１(1)

20　　　貿易一般保険回収義務履行状況報告書　　　　　　　　　　　　　　　　　１(1)

21－１　貿易一般保険（船積前）回収金納付通知書　　　　　　　　　　　　　　　１(1)

21－２　貿易一般保険（船積後）回収金納付通知書　　　　　　　　　　　　　　　１(1)

22　　　貿易一般保険回収費用負担請求書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１(1)

23－１　貿易一般保険権利行使等委任状　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１(1)

23－２　貿易一般保険権利行使等委任状（サービサー回収用） 　 １(1)

24　　　貿易一般保険回収納付金返還請求書　　　　　　　　　　　　　　　　　　１(1)

その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による

注： 提出部数欄の（　）内は、添付資料の数

提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、Ａ４規格のものとする。

別表２

輸出契約等の重大な内容変更等

〔輸出等不能をてん補するもの〕

①　表示通貨の変更

②　輸出貨物又は仲介貿易貨物の代金又は賃貸料の決済方法の変更

③　当初又は内容変更承認後の代金又は賃貸料（FOB価額を含む。）（いずれも元本に限る。）の額の増加の累計が当初又は内容変更承認後の代金又は賃貸料の額の５％以上の増額

④　船積期日の延期（証券記載の船積期日から３月を超える場合に限る。）

⑤　相手方、支払人又は保証人の変更

⑥　仕向国、支払国又は保証国の変更

⑦　その他特約に規定する事項

〔代金等回収不能をてん補するもの〕

①　証券記載の船積期日の３月を超える延期又は最終対価の確認日の６月を超える延期

②　代金等の決済条件の変更（最長ユーザンスの変更、船積期日又は対価の確認日をユーザンスの起算点とするもの以外の最終決済予定日（リテンション及びマイルストーンペイメントに係るものを除く。）の延期及び支払保証又は表示通貨の変更を含み、前受金の部分の変更を除く。）

③　リテンションに係る代金等の最終決済予定日の延期（証券記載の決済予定日から６月を超える場合に限る。）

④　マイルストーンペイメントに係る代金等の最終決済予定日の延期（証券記載の決済予定日から３月を超える場合に限る。）

⑤　相手方、支払人又は保証人の変更

⑥　仕向国、技術等の提供が行われる国、支払国又は保証国の変更

⑦　輸出貨物若しくは仲介貿易貨物又は技術等の提供の種類の変更

⑧　当初又は内容変更承認後の代金等（元本に限る。）の額の増加の累計が当初又は内容変更承認後の代金等の額の５％以上の増額

⑨　外国の代理店と貨物の輸出契約等を締結した場合において、当該貨物を受け取り、かつ、当該輸出契約等の代金等を支払うべき者が定められたこと。

⑩　輸出契約等の相手方又は支払人の債務不履行事由（Events of Default）を規定する条項の変更（ただし、内容の明確化を目的とし、規定内容に実質的な変更が生じない変更又は追加を除く。）

⑪その他特約に規定する事項

〔増加費用をてん補する場合〕

　①　受渡条件の変更

　②　仕向地又は仕向港の変更

　③　積替え港の変更

　④　経由地又は経由港の変更

　⑤　その他特約に規定する事項

別表３

損失を受けるおそれが高まる事情の発生

(1) 輸出等不能をてん補するもの

　①　輸出契約等の相手方の債務を保証する契約その他の保険契約締結の当時確保していた又は確保し得べき代金又は賃貸料の回収に係る一切の信用補完措置の変更又は破棄（ただし、約款第22条に該当する場合を除く。）

②　上記①の信用補完措置を行う者についての破産手続開始の決定又は破産手続開始の決定に準ずる事由の発生

③　プロジェクトの遂行を著しく阻害する環境社会配慮上の問題の発生

(2) 代金等回収不能をてん補するもの

　①　輸出契約等の相手方又は支払人の債務を保証する契約その他の保険契約締結の当時確保していた又は確保し得べき代金等の回収に係る一切の信用補完措置の変更又は破棄（ただし、約款第22条に該当する場合を除く。）

　②　輸出契約等の相手方又は支払人についての破産手続開始の決定又は破産手続開始の決定に準ずる事由の発生

　③　上記①の信用補完措置を行う者についての破産手続開始の決定又は破産手続開始の決定に準ずる事由の発生

　④　プロジェクトの遂行を著しく阻害する環境社会配慮上の問題の発生